第二百十一条第一項第二号ロを次のように改める。

ロ　新設合併消滅組合における次に掲げる事項

(1)　法第六十九条第四項において読み替えて準用する法第五十三条並びに第五十四条第一項及び第二項の規定による手続の経過

(2)　法第六十九条の四第一項の規定による請求に係る手続の経過

第二百十一条第一項第二号ニ中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号ニを同号ホとし、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　新設合併設立組合における法第六十九条第四項において読み替えて準用する法第五十三条並びに第五十四条第一項及び第二項の規定による手続の経過

第二百十三条の見出し中「責任追及等の訴え」を「責任を追及する訴え」に改める。

第二百十四条の見出し中「訴え」を「清算人の責任を追及する訴え」に改め、同条第二号中「請求対象者」を「法第七十七条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の清算人の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「請求対象者」を「前号の者」に、「法第七十七条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴え」を「同号の訴え」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年五月一日から施行する。

○農林水産省令第四十九号

森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第五十条第七項（同法第九十二条（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）及び第八十七条の二第一項（同法第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）、同法第五十四条（同法第百九条第三項において準用する場合を含む。）及び第九十二条（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百四十七条第一項及び第四項並びに森林組合法第六十条の三第五項（同法第百九条第三項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項及び第三百二条第一項の規定に基づき、森林組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

森林組合法施行規則の一部を改正する省令

森林組合法施行規則（平成十八年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出し中「責任追及等の訴え」を「役員の責任を追及する訴え」に改め、同条第一項中「又は第九十二条において」を「において読み替えて」に改め、同条第二項を削る。

第十七条の見出し中「訴え」を「役員の責任を追及する訴え」に改め、同条中「又は第九十二条において」を「において読み替えて」に改め、同条第二号中「請求対象者」を「役員の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「請求対象者」を「前号の者」に改め、「（清算人を含む。）」を削る。

第七十四条第一項中「第九十二条」の下に「（法第百九条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項中「行われるものに限る」の下に「。第七項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第三項の規定は、提供決算関係書類に表示すべき事項のうち同項各号に掲げるもの以外のものに係る情報についても、電磁的方法により組合員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第七十九条第一項中「ものに限る」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第四号中「前二号」を「前三号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により組合員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第百条中「第八十七条の二第一項」の下に「（同法第百条第四項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第一項第一号中「組合が吸収合併組合」を「組合又は生産森林組合が吸収合併存続組合」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　吸収合併消滅組合における次に掲げる事項

(1)　法第八十四条第四項（法第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において読み替えて準用する法第六十六条並びに第六十七条第一項及び第二項の規定による手続の経過

(2)　法第八十四条の四第一項（法第百条第四項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。次号ロ(2)において同じ。）の規定による請求に係る手続の経過

第百条第一項第一号ホ中「ニまで」を「ホまで」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「第八十四条の三第一項」の下に「（法第百条第四項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）」を、「第八十四条第一項」の下に「（法第百条第四項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同号ニを同号ホとし、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　吸収合併存続組合における次に掲げる事項

(1)　法第八十四条第四項において読み替えて準用する法第六十六条並びに第六十七条第一項及び第二項の規定による手続の経過

(2)　法第八十四条の四第二項（法第百条第四項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による請求に係る手続の経過

第百条第一項第二号中「組合が新設合併設立組合」を「組合又は生産森林組合が新設合併設立組合」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　新設合併消滅組合における次に掲げる事項

(1)　法第八十四条第四項において読み替えて準用する法第六十六条並びに第六十七条第一項及び第二項の規定による手続の経過

(2)　法第八十四条の四第一項の規定による請求に係る手続の経過

第百条第一項第二号ニ中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号ニを同号ホとし、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　新設合併設立組合における法第八十四条第四項において読み替えて準用する法第六十六条並びに第六十七条第一項及び第二項の規定による手続の経過

第百条第二項中「第八十四条の三第二項」を「第八十七条の二第一項」に改める。

第百二条の見出し中「責任追及等の訴え」を「責任を追及する訴え」に改め、同条中「第九十二条」の下に「（法第百九条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百三条の見出し中「訴え」を「清算人の責任を追及する訴え」に改め、同条各号列記以外の部分中「第九十二条」の下に「（法第百九条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「請求対象者」を「清算人の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「請求対象者」を「前号の者」に、「法第九十二条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴え」を「清算人の責任を追及する訴え」に改める。

附則第五条中「第七十条第一項」を「第百八条の三第一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年五月一日から施行する。

○農林水産省令第五十号

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十条第十二項及び第十三項並びに第六十八条の二第一項並びに同法第三十七条の二第七項、第四十条の二及び第七十二条の二の二において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百四十七条第四項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月一日

農林水産大臣　林　芳正